所在地、市外南千住町八ノ八〇、

労働者　　一〇一名（内女二名）

組合加入　　三三名（内女二名）（全協[illegible]支部）

争議経過、

二月廿八日男工一三名女工二名計一五名ノ解雇ヲ通告シタルニ因リ

三月二日争議ニ入ル

要求ヲ提出、

一、前記十五名ノ解雇取消、

三月十二日左記条件ニテ解決ス

一、解雇者中六名ヲ復職セシム、

一、日給制ヲ廃シ出来高払制ヲ採用ス

一、争議中ノ賃金ハ日給ノ半額ヲ支給ス、

(7)合資会社山名[illegible]商会、（二、二〇—三、一〇）

所在地、市外日暮里町字日暮里七八三、

労働者、七三名（内女一〇名）

組合加入者、一一名（全協金属日暮里支部）

争議原因、

二月廿日職工ニ（[illegible]右指）作業中拇指指先ヲ切断シ

傷ヲ受ケ治療中日給（四割支給）セラレタルヲ不当トシ

タルニ抗議セシニ二月廿日右代表者ヲ解雇シタルニ因ル

要求ヲ提出、

一、工場設備不完全ニ依ル負傷ニ対シテハ会社ニ於テ負担スヘシ

一、収入金額ニ関スル様ニセヨ（四割支給）、

財団法人協調会